

審査意見への対応を記載した書類(6月)

宮城教育大学大学院

教育学研究科 高度教職実践専攻 (P)

【1】名称に関する意見

高度教職実践専攻の英語名称について、「Research Division of Advanced Teacher Training」とあるが、高度な教員養成の研究を行う組織と読めるため、教育を行う組織を表す適切な英語名称に修正すること。

(対応)

現行の「高度教職実践専攻」の英語名称である「Research Division of Advanced Teacher Training」を継承したものであるが、意見を踏まえ、教職専門職を養成する「学位プログラム」を行う教育組織を表す英語名称へ改める。

(新旧対照表) 基本計画書 (1 ページ)

新	旧
新設学部等の名称 教育学研究科 [Graduate School of Education] 高度教職実践専攻 [Advanced Program for Professional Teacher Education]	新設学部等の名称 教育学研究科 [Graduale School of Education] 高度教職実践専攻 [Research Division of Advanced Teacher Teaching]

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (8 ページ)

新	旧
[専攻] 高度教職実践専攻 Advanced Program for Professional Teacher Education	[専攻] 高度教職実践専攻 Research Division of Advanced Teacher Teaching

【2】教育課程等に関する意見

各プログラムにおける学部卒業生等の養成する教員像について、授与する学位の水準に照らして適切とは判断できないため、妥当性を説明するか、適切に修正すること。

(対応)

学位の水準に合わせて、現職教員、学部卒業生等、それぞれの「養成する教員像」を具体的に示すとともに、学部卒業生等の到達指標 (基準) を修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (6～7 ページ)

新	旧
<p>○ 教科探究プログラム</p> <p>各教科の背景となる学問知識を踏まえて「教科内容学」の研究方法を習得し、高度な教材研究力と教材開発力を身につけるとともに、子どもの認識や発達の実態に即して、授業を不断に改善していくことができる教科指導力を高めることにより、<u>現職教員は、学習指導要領の目標等達成のため、学校と社会とのつながりを踏まえたカリキュラムマネジメント、地域の物的・人的資源やICTを活用した授業展開・授業改善を高度に実践するとともに、校内における中核的な役割を果たす教員として若手教員への助言ができるスクールリーダーとなる。また、学部卒業生等は、学部卒業の段階より更に学問の発展や社会状況の変化に応じてその水準を高め、高度な授業展開や授業改善を実践できる教員となる。</u></p> <p>【現職教員】 － 略 －</p> <p>【学部卒業生等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科等に関する<u>高度専門職としての知識・技能を有している</u> ・<u>学習指導要領の目標等の達成のための高度専門職としての教育の方法・技術を身につけている</u> ・社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材開発ができる ・カリキュラムマネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善の実践ができる 	<p>○ 教科探究プログラム</p> <p>各教科の背景となる学問知識を踏まえて「教科内容学」の研究方法を習得し、高度な教材研究力と教材開発力を身につけるとともに、子どもの認識や発達の実態に即して、授業を不断に改善していくことができる教科指導力を高める。</p> <p>【現職教員】 － 略 －</p> <p>【学部卒業生等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科等に関する<u>専門的知識・技能を有している</u> ・<u>学習指導要領の目標等を達成するための教育の方法・技術を身につけている</u> ・社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材開発ができる ・カリキュラムマネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善の実践ができる
<p>○ 特別支援・子ども支援プログラム</p> <p>変化が激しい社会で学習や発達に困難を抱える子どもに対応するために、特別な教育ニーズを抱えた子どものケーススタディによる発達・学習支援法を開発できる力や、ICTを駆使した教育を開発しながら子どもを支援できる力を身につけることにより、<u>現職教員は、多面的・総合的に子どもたち一人一人の教育的ニーズを捉えて常に的確な支援が行えるとともに、校内における中核的な役割を果たす教員として若手教員への助言ができるスクールリー</u></p>	<p>○ 特別支援・子ども支援プログラム</p> <p>変化が激しい社会で学習や発達に困難を抱える子どもに対応するために、特別な教育ニーズを抱えた子どものケーススタディによる発達・学習支援法を開発できる力や、ICTを駆使した教育を開発しながら子どもを支援できる力を身につける。</p>

<p>ダーとなる。また、学部卒業生等は、<u>多面的・総合的に理解する視点を有し、子どもたち一人一人の教育的ニーズを理解して的確に支援が行える教員となる。</u></p> <p>【現職教員】 - 略 -</p> <p>【学部卒業生等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育法規の知識・ICT活用等の技術を有し、特別な支援を必要とする子どもへの個別の教育支援計画・個別の指導計画を関係機関と連携して作成し、<u>実践できる</u> ・教育相談やカウンセリングの<u>高度専門職としての知識・技法を身につけている</u> ・子どもの成長の段階等に応じた心理に関する<u>高度専門職としての知識を有している</u> ・子どもを多面的・総合的に理解する<u>高度専門職としての視点を有している</u> 	<p>【現職教員】 - 略 -</p> <p>【学部卒業生等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育法規の知識・ICT活用等の技術を有し、特別な支援を必要とする子どもへの個別の教育支援計画・個別の指導計画を関係機関と連携して作成できる ・教育相談やカウンセリングの<u>基礎的な知識・技法を身につけている</u> ・子どもの成長の段階等に応じた心理に関する<u>基礎的知識を有している</u> ・子どもを多面的・総合的に理解する視点を有している
<p>○ 学校課題解決マネジメントプログラム</p> <p style="text-align: center;">【現職教員】</p> <p>学校という組織をマネジメントしていく「学校を支える力」として、地域の教育ニーズを踏まえつつ学校が直面している課題を発見し、教職員間で共有し、協働して解決できるマネジメント力を身につける<u>ことにより、学校運営及び教育活動の中核的な役割を果たすとともに、管理職・リーダーとしての資質能力を有する教員となる。</u></p>	<p>○ 学校課題解決マネジメントプログラム</p> <p style="text-align: center;">【現職教員】</p> <p>学校という組織をマネジメントしていく「学校を支える力」として、地域の教育ニーズを踏まえつつ学校が直面している課題を発見し、教職員間で共有し、協働して解決できるマネジメント力を身につける。</p>

【2】教育課程等に関する意見

現職教員学生を対象とした実習科目の免除について、単位免除の審査方法を具体的に説明すること。

(対応)

「学校課題探究実習Ⅰ」「学校課題探究実習Ⅱ」の実習免除について、審査の方法を具体的に記述する。(一部、文言の修正あり。)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(43ページ)

新	旧
<p>○ なお、現職教員学生を想定した「<u>学校課題探究実習Ⅰ</u>」「<u>学校課題探究実習Ⅱ</u>」の実習免除については、『履修のしおり』に、履修の免</p>	<p>○ なお、現職教員学生を想定した「<u>学校課題実践研究Ⅰ</u>」「<u>学校課題実践研究Ⅱ</u>」の実習免除については、『履修のしおり』に、履修の免</p>

除の趣旨について明記する。

免除の可否については、単位免除審査委員会を設置し、同委員会作成による明確な基準に基づき、研究者教員と実務家教員で構成する評価チームによって審査を行い、評価チームの審査結果を基に同委員会において判定する。また、評価チームは、研究者教員2名、実務家教員1名を基本とし、申請者数に応じて、複数の評価チームを置く。

「学校課題探究実習 I」

(1) 評価の方法

免除申請時に提出された、①勤務歴、②学校長（任命権者）の「勤務証明書」、③教育・研究業績及び研修歴等による書面審査、④授業ビデオ又は模擬授業による実技審査、⑤面接審査、により「学校教育が目標達成に向けた計画的かつ組織的な営みであることを理解し、学校における全般の活動に円滑に参加することができる」かを総合的に評価する。

(2) 免除可否の判定

①授業展開、②教材・教具等の準備と提示、③発問、④個々の児童生徒への対応、⑤評価に関わる資質能力、などについて、それぞれの項目について審査担当教員が4段階の観点別評価を行い、その結果を踏まえて総合評価を行い、免除の可否について判定を行う。

「学校課題探究実習 II」

(1) 評価の方法

出願時に提出された①研究計画レポート、及び、免除申請時に提出された②教育・研究業績及び研修歴等による書面審査、③面接審査、により「自らの活動の中から学校教育に関わる研究課題を見いだすことができる」かを総合的に評価する。

(2) 免除可否の判定

①これまでの教育活動の整理と省察、②課題の明確化、③課題とこれまでの活動との関連性、などについて、それぞれの項目について審査担当教員が4段階の観点別評価を行い、その結果を踏まえて総合評価を行い、免除の可否について判定を行う。

除の趣旨について明記する。

免除の可否については、単位免除審査委員会を設置し、同委員会作成による明確な基準に基づき、研究者教員と実務家教員の評価チームによって判定を行う。

基準は、主に①授業展開、②教材・教具等の準備と提示、③発問、④個々の児童生徒への対応、⑤評価に関わる資質能力について、それぞれ4段階の観点別評価を行い、その結果を踏まえて総合評価を行い、免除の可否について判定を行う。

【3】その他

入学定員に対して、計画上の実務家教員数で十分な指導や教育効果が担保できるか不明確である。学生の実践的指導力を高めるという観点から、実習科目における教員の巡回指導計画や教員組織における実務家教員の指導内容・方法等について説明すること。

(対応)

実務家教員6名のほか、学校現場での実務経験を有する専任教員5名(調書番号2、9、15、16、18)が存在するとともに、兼任教員にも実務経験を有する教員が存在することから、実務家教員又は実務経験を有する教員が大学院生の指導に当たるとともに、実習の実施に際しても、実務経験を有する専任教員が、適宜、実務家教員を支援することにより、より実務的で適切な指導・助言が行える体制を整備することを記述する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(18ページ)

新	旧
<p>(2) 授業担当と学生指導体制について</p> <p>② 院生の指導体制については、一人の院生に対して、院生各自の探究テーマに応じて複数の教員による「ユニット」を組織するというこれまでの集団指導体制を基本的に維持することとし、できれば教科専門担当教員も含めて、本学のなるべく多くの多様な教員がユニット構成員として院生の指導に協働しながら参画することとする。<u>その際、実務家教員及び研究者教員(専任教員又は兼任教員)のうち学校現場での実務経験を有する者(専任:5名、兼任:15名)が加わることを基本とすることにより、より実践的な指導体制を整える。</u></p>	<p>(2) 授業担当と学生指導体制について</p> <p>② 院生の指導体制については、一人の院生に対して、院生各自の探究テーマに応じて複数の教員による「ユニット」を組織するというこれまでの集団指導体制を基本的に維持することとし、できれば教科専門担当教員も含めて、本学のなるべく多くの多様な教員がユニット構成員として院生の指導に協働しながら参画することとする。</p>

[実務経験を有する研究者教員(専任)5名] ※調書番号:別記様式第3号(その2の1)「教員の氏名等」

調書番号	氏名	実務経 験			
2	菅井 裕行	昭和61年4月	～	平成8年3月	公立特別支援学校教諭(2校)
9	吉田 剛	平成4年4月	～	平成18年3月	公立高等学校教諭(3校)
15	渡辺 尚	平成7年4月	～	平成27年3月	公立高等学校教諭(4校)
16	市川 啓	平成6年4月	～	平成23年9月	公立小学校教諭(4校)
18	香曾我部 琢	平成6年4月	～	平成12年3月	公立中学校教諭(2校)
		平成12年4月	～	平成15年3月	国立大附属幼稚園教諭(1園)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(40ページ)

新	旧
<p>(17. 連携協力校等との連携)</p> <p>なお、教職大学院の入学定員を32名から52名に増員するにあたり、仙台市及び県内各地域</p>	<p>(17. 連携協力校等との連携)</p> <p>なお、教職大学院の入学定員を32名から52名に増員するにあたり、仙台市及び県内各地域</p>

<p>への連携協力校の拡大について、実習拠点校の構築と合わせて、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会との協議を行ってきたところであり、両自治体から、連携協力校の拡大、実習拠点校の構築については同意を得ている。具体的な増加する連携協力校については本年度早期に確定する。</p> <p><u>実習の実施にあたっては、入学定員の増に対応すべく、専任教員のうち学校現場での実務経験を有する者（5名）が実務的な指導・助言に加わることで、実務家教員（6名）の業務を支援するとともに、附属学校を含む実習校の校長等管理職との連携協力を得ることにより、他の研究者教員も積極的に学校現場へ出向きやすい環境を整備し、指導体制の更なる充実を図る。あわせて、実習校所在地域等に応じて、毎週、或いは、隔週の巡回指導のほか、遠隔授業ツール等のICTを活用して、随時、指導・助言が受けられる仕組みを構築する。</u></p>	<p>への連携協力校の拡大について、実習拠点校の構築と合わせて、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会との協議を行ってきたところであり、両自治体から、連携協力校の拡大、実習拠点校の構築については同意を得ている。具体的な増加する連携協力校については本年度早期に確定する。</p>
--	---